## 沖縄県国民健康保険運営方針(第2期)(素案)に係る市町村意見に対する県の考え方について

国民健康保険課第82条の2第6項に基づく市町村意見聴取(令和2年9月30日~10月16日)

## ※意見区分について

- A 要請:国民健康保険法、国のガイドライン等に照らして修正の必要があるもので、これに対応しない場合は 再度調整を要するもの
- B 提案: 県の計画、各市町村保険者、関係機関の実情との整合等を踏まえた提案として示すもので、運営方針に盛り込むかどうかも含め再検討されることを期待するもの
- C 質問、参考:質問、文言整理、数値の誤り等参考に供するもの

I	No J	頁	修正箇所	意見等			意見提出	県の考え方(金月加州大会)	備考
				修正内容	修正理由	意見区分	市町村名	(意見処理方針)	
	1		将来的な保険料(税)水準 の統一については、令和6	将来的な保険料(税)水準の統一については、令和6年度からすることとし、その間に段階的な取り組みを実施しながら、今後さらに協議を積み重ねていく。	記載しているが、統一に向けた動	B:提案	南風原町	〇運営方針(第2期)(素案)のとおりとする。 【理由】 保険料(税)水準の統一について、県と全ての 市町村で、理念の共有を図ることが重要である ため、理念の共有が図られた後に、段階的な取 組を実施することとし、原文のとおりとする。	
	2		市町村ごとの医療費水準を	え、令和3年度に $\alpha$ の係数を $\lceil \alpha = 0.5 \rfloor$ とする。令和6年度に $\lceil \alpha = 0 $ とする。」を目指していく。	現行の運営方針でも同様の内容を 記載しているが、動きがない。令和 6年度の保険税率の統一を実施す るために、段階的に取り組んでいく 必要がある。	B:提案	南風原町	〇運営方針(第2期)(素案)のとおりとする。 【理由】 保険料(税)水準の統一について、県と全ての市町村で、理念の共有を図ることが重要であるため、理念の共有が図られた後に、医療費水準反映係数 $\alpha$ の値の見直しも含め、段階的な取組を実施することとし、原文のとおりとする。	